

平成 2 7 年第 3 回 ( 3 月 )

農業委員会総会議事録

吉富町農業委員会

1. 日時及び場所 平成27年3月10日(火)  
開会10時00分 閉会10時41分

2. 開催場所 吉富フォーユース会館3階会議室

3. 出席委員

委員の定数 15名

出席委員数 15名

欠席委員数 0名

出席委員の氏名

是木 輝義	若山 清敏
瀬口 勝美	高原 孝幸
井上 幸子	宇佐 正人
樋口 翌	太田 克弘
	菊 啓治
奥家 信弘	守口 正典
賀部 正直	豊田 和義
是木 則幸	土屋 豊一

欠席委員の氏名 なし

4. 付議事項

議案第6号 平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・  
評価及び平成27年度の目標及びその達成に向けた活動  
計画について

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について  
農地法第3条の3第1項の規定による届出について

5. 農業委員会事務局職員

事務局職員 赤尾 慎一、和才 薫、石丸 貴之

6. 会議の概要

事務局	委員の皆さんおはようございます。 皆様方には何かとお忙しい中ご出席いただきまして有難うござい ます。それでは、ただ今より平成27年第3回3月総会を開催いた します。 それでは、開会に先立ちまして是木会長よりご挨拶をお願いいた します。
是木会長	委員の皆さんおはようございます。なかなか暖かくなりませんが、 これが最後の戻り寒だと思えます。これから農作業が忙しくなりま すが十分体に気をつけてください。 それでは、ただいまから平成27年第3回3月の総会を開催いた します。今回議案は1件ですがその他で町より吉富町総合計画審議

事務局	<p>会委員の農業委員会からの推薦依頼が来ています。後ほど推薦委員を決めていただきたいと思います。それでは、議事録署名人の指名をいたします。議事録署名人には瀬口委員、井上委員のお二人を指名いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。「議案第7号 平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価、平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」を上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。</p> <p>2ページをお開きください。まず、この点検・評価及び活動計画の位置づけについてですが、「農業委員会は、毎年度3月末までに、当該の活動に対する点検・評価（案）及び次年度の活動計画を取りまとめ、市町村のホームページ等で公表し、広く意見を求めた後、5月末までに、寄せられた意見等を踏まえて活動計画を決定し、再度、市町村のホームページで公表するとともに、6月末までに決定した活動の点検・評価及び活動計画を国に提出することとなっております。</p> <p>これを踏まえ、本日計画（案）について、ご審議いただく流れでございますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>（ページを内容朗読説明）</p> <p>農地基本台帳の整備については、平成27年4月1日よりインターネットで公開が可能となりますので、農地台帳点検等実施規定につきましても、台帳の整備及び情報公開のルールとなりますので、農業委員会の定例会にはかった上で、整備する事となりますのでよろしくお願いいたします。</p>
是木会長	<p>以上で説明を終わります。</p> <p>それでは、ただ今より質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手願います。</p>
事務局	<p>国の方針はどうなっているのか？</p> <p>国の今後の農業施策は、大規模農家（認定農業者）や集落営農組織に対して補助を厚くし、本町の大部分である飯米農家の補助に対しては縮小や、カットをしています。</p>
是木会長	<p>吉富町の大部分を占める飯米農家のことは全く考えてくれないのか？</p>
事務局	<p>現在はそのとおりとなっております。</p>
瀬口委員	<p>大規模農家にしても、補助金が半額になって平成30年度からなくなるということだが、所得が減ったのではないか？</p>
井上委員	<p>確かに補助金が減ると農業所得も減ってくる。そのため、水稲だけでなく麦や園芸作物（野菜）に作付を変換していかななくては農業をやっていけなくなる。今後は新規の農業者がなかなか参入しにくくなると思う。</p>
事務局	<p>町でも単独の補助金として資材代や、ビニールハウスの補助金が</p>

<p>是木会長 各委員</p>	<p>ありますが新規の農家で利用する方はいません。 いろいろご意見は出ましたが他に質疑ございませんか。 (質疑なし)</p>
<p>是木会長 各委員</p>	<p>それでは、議案第7号については原案どおり決することにご異議ございませんか。 (異議なし)</p>
<p>是木会長 各委員</p>	<p>それでは「議案第7号 平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価、平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画」の案については原案どおりと決します。 次に報告事項があります。先ず最初に「農地法第18条第6項の規定による通知について」であります。今回は多くの件数があるようです。事務局より説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>15ページをご覧ください。「農地法第18条第6項の規定による通知について」です。利用権の合意解約となります。 番号1から14についてですが、賃借人のMさんに関する案件です。Mさんが病気のため耕作できないことによる合意解約となります。 番号15と16に関しては賃借人の耕作できないと申し出による永小作の合意解約です。 番号17から22に関してですが、賃借人のIさんに関する案件です。先ほど説明しましたMさんに関する幸子地区の合意解約された農地を今回Iさんが利用権設定することとなったため、海側の農地を今回合意解約し、農地の集約を図っています。 番号23に関しても、賃借人のEさんが農地を集約するための合意解約となります。 今回の合意解約による農地の利用権は、基本的に町の人・農地プランに沿って新たに設定を行っています。</p>
<p>是木会長 各委員</p>	<p>事務局からの報告ありましたが、委員の皆さん何か質問等はございませんか。 (質疑なし)</p>
<p>是木会長 各委員</p>	<p>続きまして報告事項の「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」であります。事務局より説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>「農地法第3条の3第1項の規定による届出書」です。この案件は、相続によって土地を取得したという案件です。 番号1はKさんより相続によって農地の所有権を取得した息子さんの届出の報告です。 番号2はDさんより相続によって農地の所有権を取得した奥さんの届出の報告です。</p>
<p>是木会長 各委員</p>	<p>事務局からの報告ありましたが、委員の皆さん何か質問等はございませんか。 (質疑なし)</p>

是木会長	本日の議事はすべて終了しましたが、その他として事務局より報告及び提案があるそうです。事務局より説明をお願いいたします。
事務局	先月の委員会で審議いたしました「吉富町農業振興地域整備計画の変更」についてです。県との協議で500㎡を超えても可能ということで、区域及び面積が変更となったことの報告です。
	続きまして、会議の冒頭で説明しました、吉富町総合計画審議会委員へ農業委員会から1名の推薦依頼がきていますが、どなたかいませんか？
是木会長	町からは、若手の意見や、農業に詳しく今後の町の農政の分かる方を推薦して欲しいとの要望がなされています。
事務局	町希望に沿って推薦したいと思いますのでよろしくお願いたします。
	何か事務局案はありませんか？
是木会長	事務局案としては、本町の農業委員であり認定農業者であります奥家信弘氏を推薦したいと思います。
各委員	事務局案の奥家さんでよろしいでしょうか？
是木会長	(異議なし)
事務局	その他特になければ次回の総会の日程ですが、事務局よりお願いいたします。
各委員	予定どおり、4月10日(木)10:00からこの場所での開催を提案しますがどうでしょうか。
是木会長	(異議なし)
	それでは、これをもちまして平成27年第3回総会を閉会いたします。皆様、お疲れ様でした。
	10時41分 閉会